

川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が「農」に親しむ仕組みを推進するとともに、農業経営の安定を図るため、農業者が開設する体験型農園の整備に要する経費に対し補助金を交付することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において体験型農園とは、当該農地に所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」という。）が農業経営の一環として設置する農園で、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項第1号ロに規定する農地で行う方式のものをいう。

2 この要綱において農園施設等とは次に掲げるものをいう。

- (1) 体験型農園利用者用のトイレ、水道、農具舎、周囲柵等の施設
- (2) 体験型農園の管理に必要な農業機械
- (3) 体験型農園利用者用の鍬、レーキ、バケツ等の農機具

3 この要綱において農園整備とは、体験型農園の開設に必要な、軽易な造成、樹木の伐採・伐根、耕うん、土壌改良及び土壌消毒等をいう。

(補助対象及び補助率)

第3条 市は次の各号の要件を全て満たす体験型農園について、農園開設時に限り農園施設等の整備及び農園整備（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し補助率2分の1を乗じた額（千円未満切捨て）を予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 市域の生産緑地地区又は市街化調整区域内の農地であること。
- (2) 面積が500㎡以上であること。
- (3) 開設期間が5年以上であること。（ただし、農園開設者の死亡、その他特段の事情により農園を継続できない場合を除く。）
- (4) 開設後5年間は、体験型農園利用者募集時に市内在住である者を体験型農園利用者として募集すること。（ただし、体験型農園利用者募集時に、応募状況が定員に満たない場合を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第8条に基づき、申請者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する場合は補助金交付の対象としない。

(交付申請)

第4条 前条の補助を受けようとする者は、川崎市体験型農園推進事業補助金交付申

請書（第1号様式）に次の各号の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 見積書、カタログ
- (3) 体験型農園の位置を示す図面
- (4) 公図の写し（農園施設の配置を示したもの）
- (5) 概算払が必要な場合は、補助金概算払要望書（第3号様式）

（交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、書類の審査及び現地調査等により、その内容を調査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果について、川崎市体験型農園推進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）又は、川崎市体験型農園推進事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更・中止）

第6条 補助事業者は、交付決定を受けた事業について、その内容を変更し、または中止しようとする場合は、速やかに川崎市体験型農園推進事業補助金交付変更（中止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その結果について、川崎市体験型農園推進事業補助金交付変更（中止）承認通知書（第7号様式）又は、川崎市体験型農園推進事業補助金交付変更（中止）不承認通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定に基づき事業を変更する場合において、補助対象経費の金額が変更となるときは、変更前の補助対象経費を上限とし、変更に応じた減額のみ行い、増額は行わないものとする。

（市内中小企業者への優先発注）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（実績報告及び補助金交付額の確定）

第8条 第5条の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、川崎市体験型農園推進事業実績報告書（第9号様式）に、収支に関する証拠書類の写しを添付して、市長に報告しなければならない。

- 2 1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件については、発注実績報告書（第10号様式）に記載し提出するものとし、前条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 補助事業者等は、前条の規定により市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第11号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札の参加資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 前条のただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を聴収し難い事由がある場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第12号様式）を提出するものとする。
- 5 市長は、第1項による書類の提出があった場合には、速やかに書類の審査及び必要に応じて現地調査の実施等により内容を検査するものとする。
- 6 市長は、前項による審査を行い、適正であると認めたときは、補助金交付額を確定し、川崎市体験型農園推進事業補助金交付確定通知書（第13号様式）により通知する。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条による補助金の額の確定通知後、補助事業者からの請求により補助金を交付する。

（財産の処分の制限）

- 第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した財産（一件の取得価格が50万円以上の農園施設）について台帳（第14号様式）を2部整備し、1部は補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年を経過するまで管理し、1部は市長に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項で定める財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保にしようとするときは、川崎市体験型農園推進事業補助金財産処分承認申請書（第15号様式）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金確定日の属する年度の終了後5年間を経過した場合、又は当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付 号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過した場合、若しくはやむを得ない事由によると市長が認めた場合はこの限りでない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときに、補助事業者に対し、交付すべき補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部若しくは一部の返還を命ずるこ

とができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条第2項の規定により、財産の処分を行った場合。ただし、補助事業者の死亡等を理由とする場合はこの限りではない。

2 市長は、補助金事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

(返還額)

第12条 市長が前条の規定により、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命じた際は、補助事業者は、返還命令の対象となる資産（以下「返還対象資産」という。）ごとに、第10条第2項に規定する期間（以下、「事業継続期間」）から返還事由発生までの期間を減じて、事業継続期間で除した値に返還対象資産ごとの補助金を乗じた額（小数点以下切捨て）の合計額を返還するものとする。ただし、当該返還対象資産の耐用年数が事業継続期間より短いときは、事業継続期間ではなく耐用年数を用いることとする。なお、この規定に基づき補助対象事業者の返還する額を算出することが適当でないとき市長が認める場合はこの限りではない。

(加算金及び延滞金)

- 第13条 補助事業者は、第11条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び収支に関する証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(警察本部への照会)

第15条 市長は、必要に応じ申請者又は補助事業者が、暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部に提供するときは、神奈川県警察本部に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

川崎市体験型農園推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者 住 所
氏 名
性 別 （ ） ※任意記載
生年月日 年 月 日
連 絡 先

川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、体験型農園推進事業補助金の交付を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

なお、私は私自身が暴力団員に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、個人情報をお神奈川県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 見積書、カタログ
- 3 開設場所の位置を示す図面
- 4 公図の写し
- 5 概算払いが必要な場合は、補助金概算払要望書（第3号様式）

第2号様式（第4条関係）

補助事業計画書

1 補助事業対象地

所在地	面積 (㎡)	土地所有者 等氏名	現況 地目	都計区分 (いずれかに○)
				生産緑地・調整区域
				生産緑地・調整区域
				生産緑地・調整区域
合計				

2 開設内容

体験型農園の名称	
補助事業の目的	
利 用 料	年間 _____円 (入園料_____円、指導料_____円、収穫物代金_____円)
利 用 者 数	人
契 約 期 間	年
募 集 方 法	により募集
補 助 事 業 費	円
交付を受けようとする補助金額	円
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
開 設 予 定	年 月 日

3 収支予算書

収入の部			支出の部		
区分	金額	備考	区分	金額	備考
合計			合計		

第3号様式（第4条関係）

補助金概算払要望書

川崎市体験型農園推進事業補助金交付申請書で申請した補助金について、次の理由により概算払いによる支出を要望します。

1 要望理由

2 概算払いを要望する補助金の額

_____ 円

第4号様式（第5条関係）

川崎市体験型農園推進事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住所
氏名 様

年 月 日付で申請のあった川崎市体験型農園推進事業補助金については、川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第5条に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川崎市長

交付決定金額 円

条件

- 1 この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。
- 2 補助事業を変更、又は中止する場合には、市長の承認を受けること。
- 3 川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第11条の規定に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

担当
連絡先

第5号様式（第5条関係）

川崎市体験型農園推進事業補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住所
氏名 様

年 月 日付で申請のあった川崎市体験型農園推進事業補助金については、川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第5条に基づき、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

不交付決定の理由

担当
連絡先

第6号様式（第6条関係）

川崎市体験型農園推進事業補助金交付変更（中止）承認申請書

（宛先）川崎市長

年 月 日

補助事業者 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付け川崎市指令 第 号により川崎市体験型農園推進事業補助金交付決定を受けたことについて、次のとおり変更（中止）したいので、川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第6条第1項に基づき関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止）の理由

.....
.....

2 添付書類

.....
（川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第4条に規定する書面に変更があるときはその書面）

第7号様式（第6条第2項関係）

川崎市体験型農園推進事業補助金交付変更（中止）承認通知書

川崎市指令 第 号

住所
氏名 様

年 月 日付で申請のあった川崎市体験型農園推進事業補助金交付変更（中止）については、川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第6条第2項に基づき、次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市長

変更の内容

承認後の交付決定金額 円

条件

- 1 この補助金は、補助対象事業以外に使用してはならない。
- 2 補助事業を変更、又は中止する場合には、市長の承認を受けること。
- 3 川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第11条の規定に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

担当
連絡先

第8号様式（第6条第2項関係）

川崎市体験型農園推進事業補助金交付変更（中止）不承認通知書

川崎市指令 第 号

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市体験型農園推進事業補助金交付変更（中止）については、川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第6条第2項に基づき、次のとおり不承認と決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

不承認決定の理由

担当
連絡先

第9号様式（第8条関係）

川崎市体験型農園推進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）川崎市長

補助事業者 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付け川崎市指令 第 号で交付決定通知のあった、川崎市体験型農園推進事業補助金について、事業を実施しましたので次の書類を添えて報告します。

- 1 収支精算書
- 2 収支に関する証拠書類の写し
- 3 その他市長が必要と認める資料

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名 _____

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

補助事業者名

補助事業者の代表者名

住 所 _____

商号又は名称 _____

（ふりがな）

代表者職氏名 _____

資本金の額 _____ 円

職員総数 _____ 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

第12号様式（第8条第4項関係）

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

年 月 日

（宛先）川崎市長

補助事業者 住 所
氏 名
連絡先

川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第7条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難しい理由について、十分な調査を行った結果、下記理由に該当すると判断いたしました。下記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された補助金の全部または一部を返還いたします。

1 要綱第7条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない事業

2 発注先

3 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

※辞退届等を含む。

4 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6)の理由を選択した場合、その事由内容

--

※市内中小企業者の定義：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）。ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

第13号様式（第8条第6項関係）

川 第 号
年 月 日

川崎市体験型農園推進事業補助金交付確定通知書

住所
氏名 様

川崎市長

年 月 日付けで申請のあった川崎市体験型農園推進事業補助金については、川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第8条第6項に基づき、次のとおり交付を確定します。

交付決定金額 円
交付確定金額 円

担当
連絡先

第14号様式（第10条関係）

財産管理台帳

補助事業者名		事業実施年度		年度		事業名：川崎市体験型農園推進事業		
番号	財産の種類	取得年月日	取得時の価格 円	費用の負担区分		処分制限		処分状況
				自己負担 円	市補助金 円	処分制限年月日		承認年月日
合計								
摘要								

- 1 処分制限年月日の欄には、処分制限の終期を記入してください。
- 2 処分の内容の欄には、譲渡、交換、廃棄等を記入してください。
- 3 摘要の欄には、譲渡先、交換先等の名称、並びに、補助金の返還をした場合には、その返還日及び返還額を記入してください。

第15号様式（第10条第2項関係）

川崎市体験型農園推進事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）川崎市長

補助事業者 住 所
氏 名
連絡先

年 月 日付け 川 第 号で交付確定通知のあった、川崎市体験型農園推進事業補助金について、補助事業により取得した次の財産を処分したいので、川崎市体験型農園推進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

- 1 補助事業対象地
- 2 取得財産の種類及び取得年月日
- 3 取得時の価格
- 4 処分の内容
- 5 処分の理由